

生衛業の皆さまへ

滋賀県生活衛生営業指導センターのご案内



公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター



生活衛生営業指導センターの役割

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(略称:生衛法)の規定に基づき、滋賀県知事から認定された公益法人です。

その目的は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業(生衛業)について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を目的に、業界と行政と消費者の調整役として様々な事業をしています。



生衛業とは？

生衛法で規定する次の18業種の営業を総称して、生活衛生関係営業(略称:生衛業)と呼んでいます。

生衛業は、私たちの生活に密着するサービス業、飲食業、販売業などで、いずれも県民にとって不可欠のサービスや商品を提供しています。

サービス業

理容業
美容業
興行場営業(映画館)
クリーニング業
公衆浴場業(銭湯)
ホテル・旅館業
簡易宿泊所営業
下宿営業

飲食業

すし業
めん類業(そば・うどん店)
中華料理業
社交業(スナック・バーなど)
料理業(料亭など)
喫茶業
その他飲食業(食堂・レストランなど)

販売業

食肉販売業
食鳥肉販売業
冰雪販売業(氷屋)



生活衛生業界の消費者スローガン

「安心・信頼・いいお店 暮らしの中の生衛業」

「消費者・利用者に安心を提供し、お店の自主点検制度等を通じて、信頼されるよりよい店づくりを目指し最善の努力をします。生衛業は県民の日常生活に直結しているという自覚をしっかりと持ちます。」という趣旨です。

指導センターでは 様々な事業を通じて、 皆様の経営のお手伝いを しています。

お気軽にご相談ください
相談は無料です！

【経営等の相談】

衛生や労務、経営全般にわたる相談を経営指導員や経営相談員が応じています。また、経営指導員が各保健所等に定期的に出向いて移動相談所等も開設しています。

まずは
相談を…



【専門的な相談】

顧客とのトラブル、税務申告、専門的な年金問題など、顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が相談に応じます。



【融資の相談】

長期返済で低利な日本政策金融公庫の各種貸付申込みのお世話や知事の融資推せん事務を実施しています。

サポート
します



【研修・講習会の開催】

営業者、組合役員、経営相談員等への研修・講習会を、県や生活衛生同業組合等の協力を得て開催しています。法務、税務、労務、経営等の研修を行っています。



【クリーニング師研修・業務従事者講習の開催】

法律に基づく知事指定のクリーニング師の研修および業務従事者の講習を実施しています。



【Sマーク店の登録】

理容・美容・クリーニング業について、厚生労働大臣のSマーク(標準営業約款)の登録を推進しています。

わたしたちは
Sマークの
お店です



【消費者からの苦情と相談】

消費生活センター等と連携しながら、消費者や利用者からの苦情等に関する相談を受付けています。



【生衛組合事業活動への支援】

振興事業、地域活性化連携事業などに対する助言、支援をしています。

アドバイス
します



【連携事業の推進】

生衛組合が業種を超えて地域に共通する課題に対応し、各生衛組合が連携して行う地域活性化事業を推進しています。



【経営相談員会の活動を支援】

経営相談員会各支部と連絡調整の上、研修会や巡回相談を実施しています。



【分野調整事業】

大企業の進出等により、地域の生衛業者との間に紛争が生じた場合の調査、相談指導、調整などを行います。



【情報提供】

ホームページを通じて、生衛業に関する様々な情報を発信しています。



【衛生の自主点検】

お店の衛生面をチェックするため、自主点検制度を推進しています。



【後継者育成支援事業】

生衛業の経営において課題とされている後継者確保に関する取組を支援するため、県内の小中高生を対象に、生衛に対する職業観の向上を図り、もって生衛業への就職を促進することを目的とした「出前インターンシップ(出前授業)」等を実施しています。



【健康推進等事業】

飲食店等での禁煙・分煙の導入の促進や生衛業者の防疫意識を高めるための感染症対策研修会を実施しています。また、県との包括的災害協定に基づき災害発生時に様々な支援を行います。



あなたのお店の繁栄と業界の発展のために 生活衛生同業組合に加入しましょう！

生活衛生同業組合って

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、滋賀県知事の認可を受けて設立された営業者の自主的な活動団体で、主に次のような事業を行っています。

- 1 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- 2 営業施設の整備改善や経営の健全化のための資金の斡旋
- 3 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- 4 組合員の福利厚生・共済に関する事業

滋賀県内では次の10の組合が設立されています

生衛業は、日常生活を営んでいくうえで、欠かすことの出来ない生活密着型の大切な業種であり、常に生活の向上と地域の発展に貢献しています。



喫茶飲食



すし・料理



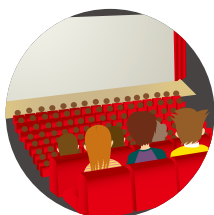
食肉



理容



美容



興行



旅館ホテル



公衆浴場



クリーニング



社交飲食

組合に加入されると、次のようなメリットがあります

- 1 日本政策金融公庫の融資が有利な条件（金利、返済期間、借入金額等）での融資や無担保・無保証人などの貸付制度が利用できます。
- 2 融資、経営、税務、労務、衛生などの経営相談が受けられます。
- 3 各種研修会、講習会に参加して色々な知識や技能が習得出来ます。
- 4 各種の業界情報が、迅速に入手できます。
- 5 県内の組合、行政や業界との人的ネットワークづくりができ、経営に生かすことが出来ます。
- 6 必要な情報や地域に密着した話題等の最新情報が定期的に得られます。
- 7 組合の取り扱う賠償共済や保険制度に加入し、万一に備えることが出来ます。

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

〒520-0806

大津市打出浜13-22-201 (レジエイド大津ラグゼ)

TEL 077-524-2311 / FAX 077-521-5440

事務所に御用の方は、建物正面の右側通路から南側(裏口)に廻り、エレベーターホール横のインターホーンをご利用ください。

ホームページ

<https://shigalife.or.jp/>



生活衛生同業組合

組 合	住 所	T E L	F A X
滋賀県理容生活衛生同業組合	〒520-0806 大津市打出浜13-22-202	077-510-1010	077-510-1011
滋賀県美容業生活衛生同業組合	〒520-0806 大津市打出浜13-22-202	077-524-2313	077-521-0852
生活衛生同業組合滋賀県興行協会	〒522-0052 彦根市長曾根南町443 (有)アレックス内	0749-49-2400	0749-26-5810
滋賀県クリーニング生活衛生同業組合	〒520-0806 大津市打出浜13-22-202	077-522-3824	077-521-3944
滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合	〒520-0806 大津市打出浜13-22-202	077-524-2312	077-521-5440
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	〒520-0806 大津市打出浜13-22-202	077-522-2553	077-525-1779
滋賀県すし・料理生活衛生同業組合	〒520-0806 大津市打出浜13-22-202	077-526-0360	077-521-6410
滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合	〒520-0806 大津市打出浜13-22-202	077-526-7694	077-526-7695
滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合	〒522-0083 彦根市河原町2-2-37 (株)オアス内	0749-24-3242	0749-27-0850
滋賀県食肉生活衛生同業組合	〒520-0806 大津市打出浜13-22-202	077-526-0477	077-521-6541